

《愛知県信用保証協会》

【中小企業・小規模事業者向け】

新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金（略称：環コロナ対策）

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業の方々に、短期の運転資金を確保していただく「つなぎ資金」です。イベント・予約キャンセル、材料調達・出荷に支障が生ずるなど、間接的な影響を受ける中小企業の方々もご利用いただけます。

《ご利用いただける方》

新型コロナウイルス感染症の影響を直接的又は間接的に受け、最近1か月の売上高又は売上高総利益額（以下「売上高等」という。）が、前年同月又は2年前同月の売上高等に比べて減少していること。

《融資限度額・期間》 5,000万円・3年

《保証料》 無料（県が当初契約時の保証料を補助）

《金利》 年1.2%

《今後の拡充内容（令和2年度補正予算の成立が前提）》

◆信用保証付き融資における保証料・利子減免

愛知県信用保証協会による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を拡大。さらに、信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能。

※令和2年度補正予算の成立を前提としているため、内容が今後変更されることもあります。

《持続化給付金（令和2年度補正予算の成立が前提）》

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

《給付対象者》

◆新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者。

◆資本金10億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者など広く対象とします。また、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など会社以外の法人についても幅広く対象となります。

《給付額》

前年の総売上(事業収入) — (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

※上記の算出方法により、法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給。

※令和2年度補正予算の成立を前提としているため、内容が今後変更されることもあります。

※詳しくは、同封折込チラシ（持続化給付金に関するお知らせ）をご覧ください。

※日々刻々と変化する新型コロナウイルス対策の各種支援施策について最新情報を収集しておりますので、刈谷商工会議所までお問い合わせ頂くか、又はホームページにてご確認ください。

【お問い合わせ先】

刈谷商工会議所中小企業相談所（TEL：0566-21-0370）

ホームページ：<http://kariya-cci.or.jp/>